

- 一 従業員ハ工場閉鎖ヲ承認ス
- 一 工場主ハ解雇手當トシテ一人ニ付金五十円ヲ支給ス
- 一 工場主ハ争議團ニ對シ同情金トシテ金三百五十円ヲ支給ス  
但シ百〇五円ハ昭和七年一月末日迄ニ支給フコト
- 一 工場主ハ事業再開ノ場合ハ任意前従業員ヲ採用スルコト

之及申(通)候也

労働部 第七九〇号  
昭和六年十一月二日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏殿  
社会局長 官殿

矢崎毛織工場労働争議ニ関スル件

第一〇三九 解法  
五二

要旨 従業員等一名、毛織工場事業主慶興にて十月廿二日工場閉鎖、従業員ハ始  
メ社長ノ対手ニ交渉セシカ其ノ不利ナルヲ知り工場所有者管理人トシ社約久三  
郎ノ対手ニ争議ヲ起セリ、衣履硝子産業労働組合  
標記工場ニ争議發生セシカ其ノ状況

一 發生ノ所 在厚郡入新井町新井宿一〇番地  
一 事業主側

6. 11. 6  
3184